

「介護事業経営調査委員会」の設置について

1 目的

介護報酬改定の基礎資料としている介護事業経営実態調査等について検討を行い、次期介護報酬改定に向けての議論へ繋げていくことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に設置されている調査実施委員会の名称を改め、介護事業経営調査委員会を設置する。

2 検討内容

(1)介護事業経営実態調査等について

介護報酬改定に必要な基礎資料を得るため、以下の調査に係る調査設計及び集計、分析方法等について検討を行う。

- ① 介護事業経営概況調査
- ② 介護事業経営実態調査
- ③ 介護従事者処遇状況等調査
- ④ 介護事業経営分析等調査

(2)その他

介護給付費分科会が必要と認めた事項について検討を行う。

3 構成

介護給付費分科会の学識経験者等による6人で構成する。

○ メンバー(五十音順、敬称略)

- ・池田 省三(地域ケア政策ネットワーク研究主幹)
- ・田中 滋(慶應義塾大学大学院教授)
- ・千葉 正展(独立行政法人福祉医療機構経営支援室経営企画課長)
- ・藤井 賢一郎(日本社会事業大学専門職大学院准教授)
- ・堀田 聡子(独立行政法人労働政策研究・研修機構人材育成部門研究員)
- ・村川 浩一(日本社会事業大学教授)

4 運営

介護事業経営調査委員会の議事は原則、公開とし、調査結果については介護給付費分科会に報告する。

介護事業経営調査委員会の設置について

調査実施委員会

1. 目的

平成21年度介護報酬に関わる審議報告(平成20年12月12日社会保障審議会介護給付費分科会)を踏まえ、介護報酬改定の結果の検証及び介護報酬改定の基礎資料としている介護事業経営実態調査等について検討を行い、次期介護報酬改定へ向けての議論へ繋げていくことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に調査実施委員会を設置する。

2. 検討内容

介護事業実態調査等

- ・介護事業経営概況調査
- ・介護事業経営実態調査

介護従事者処遇状況等調査

その他

介護給付費分科会が必要と認めた事項

介護事業経営調査委員会(名称変更)

1. 目的

介護報酬改定の基礎資料としている介護事業経営実態調査等の検討に加え、介護サービス事業の経営分析等を行い、次期介護報酬改定へ向けての議論へ繋げていくことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に設置されている調査実施委員会の名称を改め、介護事業経営調査委員会を設置する。

2. 検討内容

介護事業実態調査等

- ・介護事業経営概況調査
- ・介護事業経営実態調査

介護従事者処遇状況等調査

介護事業経営分析等調査

例)訪問看護事業所等における事業所規模別の経営状況の分析 等

その他

介護給付費分科会が必要と認めた事項